

目次

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

第一章 総則(第一条 第二条)

第二章 特定外来生物の取扱いに関する規制(第四条 第十条)

第三章 特定外来生物の防除(第十一条 第二十条)

第四章 未判定外来生物(第二十一条 第二十四条)

第五章 雑則(第二十五条 第三十一条)

第六章 罰則(第三十二条 第三十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬(以下「飼養等」といふ。)輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もつて生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする。(定義等)

第二条 この法律において「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物(以下「外来生物」といふ。)であつて、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物(以下「在来生物」といふ。)とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの個体(卵、種子その他政令で定めるものを含む。生きていないものに限る。)(及びその器官)(飼養等に係る規制等)のこの法律に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものであつて、政令で定めるもの(生きていないものに限る。)(に限る。)(をいふ。)

第三条 主務大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとする。

第四条 前項の基本方針(以下「特定外来生物被害防止基本方針」といふ。)(は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想
二 特定外来生物の選定に関する基本的な事項
三 特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項
四 国等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項
五 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

第五条 主務大臣は、特定外来生物被害防止基本方針について第一項の閣議の決定があつたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

第六条 第一項及び前項の規定は、特定外来生物被害防止基本方針の変更について準用する。

第七条 特定外来生物の取扱いに関する規制(飼養等の禁止)
第八条 特定外来生物は、飼養等をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る飼養等をする場合
二 第三章の規定による防除に係る捕獲等その他主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

第五条(飼養等の許可)
第五十条 学術研究の目的その他主務省令で定める目的で特定外来生物の飼養等をしようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

第五十一条 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に許可の申請をしなければならない。

第五十二条 主務大臣は、前項の申請に係る飼養等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第一項の許可をしてはならない。

- 一 飼養等の目的が第一項に規定する目的に適合しないこと。
二 飼養等をする者が当該特定外来生物の性質に応じて主務省令で定める基準に適合する飼養等施設(以下「特定飼養等施設」といふ。)(を有しないことその他の事由により飼養等に係る特定外来生物を適切に取り扱ふことができないと認められること。
三 主務大臣は、第一項の許可をする場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要であると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。
四 第一項の許可を受けた者は、その許可に係る飼養等をするには、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の点検を定期的に行つこと、当該特定外来生物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の主務省令で定める方法によらなければならない。

第五十三条(飼養等許可者に対する措置命令等)
第五十四条 主務大臣は、前条第一項の許可を受けた者が同条第五項の規定に違反し、又は同条第四項の規定により付された条件に違反した場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要であると認めるときは、当該特定外来生物に係る飼養等の方法の改善その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

第五十五条 主務大臣は、前条第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分を違反した場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じおそれがあるとき、その許可を取り消すことができる。

第五十六条(輸入の禁止)
第五十七条 特定外来生物は、輸入してはならない。ただし、第五条第一項の許可を受けた者がその許可に係る特定外来生物の輸入をする場合は、この限りでない。

第五十八条(譲渡し等の禁止)
第五十九条 特定外来生物は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り(以下「譲渡し等」といふ。)(をしてはならない。ただし、第四条第一号に該当して飼養等をして、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合その他の主務省令で定める場合は、この限りでない。

第六十条(放つこと、植えること又はまくことの禁止)
第六十一条 飼養等、輸入又は譲渡し等に係る特定外来生物は、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の外で放ち、植え、又はまいてはならない。

第六十二条(報告徴収及び立入検査)
第六十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第五条第一項の許可を受けている者に対し、特定外来生物の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、特定外来生物の飼養等に係る施設に立ち入り、特定外来生物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第六十四条 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第六十五条 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三章 特定外来生物の防除
第六十六条(主務大臣等による防除)
第六十七条 特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じおそれがある場合において、当該被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の

関係行政機関の長(以下「主務大臣等」といふ。)(は、この章の規定により、防除を行うものとする。

第六十八条 主務大臣等は、前項の規定による防除をするには、主務省令で定めるところにより、関係都道府県の意見を聴いて、次に掲げる事項を定め、これを公示しなければならない。

- 一 防除の対象となる特定外来生物の種類
二 防除を行う区域及び期間
三 当該特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分(以下「捕獲等」といふ。)(その他の防除の内容
四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

第六十九条(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の特例)
第七十条 主務大臣等が行つ前条第一項の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲等については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)の規定は、適用しない。

第七十一条 主務大臣等は、第十一条第一項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、特定外来生物の捕獲等させ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。

第七十二条 主務大臣等は、その職員に前項の規定による行為をさせる場合には、あらかじめ、その土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べ、る機会を与えなければならない。

第七十三条 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第七十四条(損失の補償)
第七十五条 前条第一項の規定による行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

第七十六条 前項の規定による補償を受けようとする者は、主務大臣等에게これを請求しなければならない。

第七十七条 主務大臣等は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

第七十八条(訴えの提起)
第七十九条 前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

第八十条 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

第八十一条(原因者負担)
第八十二条 国は、第十一条第一項の規定による防除の実施が必要となつた場合において、その原因となつた行為をした者があるときは、その防除の実施が必要となつた限度において、その費用の全部又は一部を負担させることができる。

の負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

5 延滞金は、負担金に先立つものとする。
(主務大臣等以外の者による防除)

第十八条 地方公共団体は、その行う特定外来生物の防除であつて第十一条第二項の規定により公示された事項に適合するものについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣のその旨の確認を受けることができる。

2 国及び地方公共団体以外の者は、その行う特定外来生物の防除について、主務省令で定めるところにより、その者が適正かつ確実に実施することができる、及び第十一条第二項の規定により公示された事項に適合している旨の主務大臣の確認を受けることができる。

3 主務大臣は、第一項の確認をしたとき又は前項の確認をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。第二十条第二項又は第三項の規定によりこれらを取り消したときも、同様とする。

4 第十二条の規定は地方公共団体が行う第一項の確認を受けた防除又は国及び地方公共団体以外の者が行う第二項の確認を受けた防除について、第十三条から前条までの規定は第一項の確認を受けた防除に関する事務を所掌する地方公共団体について準用する。

第十九条 主務大臣は、前条第二項の確認を受けて防除を行う者に対し、その防除の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第二十条 第十八条第一項の確認又は同条第二項の確認を受けて防除を行う者は、その防除を中止したとき、又はその防除を第十一条第二項の規定により公示された事項に即して行うことができなくなつたときは、その旨を主務大臣に通知しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による通知があつたときは、その通知に係る第十八条第一項の確認又は同条第二項の確認を取り消すものとする。

3 主務大臣は、第十八条第二項の確認を受けた防除が第十一条第二項の規定により公示された事項に即して行われていないと認めるとき、又はその防除を行う者がその防除を適正かつ確実に実施することができなくなつたと認めるとき若しくは前条に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

第四章 未判定外来生物

(輸入の届出)

第二十一条 未判定外来生物(在来生物とその他の性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものである疑いのある外来生物として主務省令で定めるもの(生きていないものに限る。)(をいう。以下同じ。))を輸入しようとする者は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その未判定外来生物の種類その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。

(判定)

第二十二条 主務大臣は、前条に規定する届出があつたときは、その届出を受理した日から六月以内に、その届出に係る未判定外来生物について在来生物とその他の性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるか否かを判定し、その結果をその届出をした者に通知しなければならない。

(輸入の制限)

第二十三条 未判定外来生物を輸入しようとする者は、その未判定外来生物について在来生物とその他の性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるものでない旨の前条の通知を受けた後でなければ、その未判定外来生物を輸入してはならない。

(外国における輸出者に係る未判定外来生物)

第二十四条 未判定外来生物を本邦に輸出しようとする者は、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その未判定外来生物の種類その他の主務省令で定める事項を主務大臣に届け出ることができる。

2 第二十一条の規定は、前項に規定する届出について準用する。

第五章 雑則

(輸入のための証明書の添付等)

第十五条 特定外来生物又は未判定外来生物に該当しないことの確認が容易にできる生物として主務省令で定めるもの以外の生物(生きていないものに限る。)(は、当該生物の種類を証する外国の政府機関により発行された証明書その他の主務省令で定める証明書を添付してあるものでなければ、輸入してはならない。

2 輸入の証明書の添付を要する生物は、主務省令で定める港及び飛行場以外の場所で行うしてはならない。
(取締りに従事する職員)

第二十六条 主務大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、第六十六条第一項又は第十條第一項に規定する権限の一部を行わせることができる。

2 前項の規定により主務大臣の権限の一部を行う職員(次項において、特定外来生物被害防止取締官)という。)(は、その権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、特定外来生物被害防止取締官に關し必要な事項は、政令で定める。

(科学的知見の充実のための措置)

第二十七条 国は、外来生物による生態系等に係る被害及びその防止に関する科学的知見の充実を図るため、これらに関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の理解の増進)

第二十八条 国は、教育活動、広報活動等を通じて、特定外来生物の防除等に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(主務大臣等)

第二十九条 この法律における主務大臣は、環境大臣とする。ただし、農林水産業に係る被害の防止に係る事項については、環境大臣及び農林水産大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(経過措置)

第三十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)(を定めることができる。
(主務省令への委任)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第六章 罰則

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条の規定に違反して、販売又は頒布をする目的で特定外来生物の飼養等をした者

二 偽りその他不正の手段により第五条第一項の許可を受けた者

三 第六条第一項の規定による命令に違反した者

四 第七条又は第九条の規定に違反した者

五 第八条の規定に違反して、特定外来生物の販売又は頒布をした者

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条又は第八条の規定に違反した者(前条第一号又は第五号に該当する者を除く。)

二 第五条第四項の規定により付された条件に違反して特定外来生物の飼養等をした者

三 第二十三条の規定に違反した者

第三十四条 第二十五条第一項又は第二項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金

に処する。

第二十五条 第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは罰則に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第三十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に對して次の各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第三十二条 一億円以下の罰金刑

二 第三十三条 五十万円以下の罰金刑

三 第三十四条又は第三十五条 各本条の罰金刑

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条、附則第三条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 主務大臣は、この法律の施行前において、第二十条第一項及び第二項の規定の例により、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めることができる。

2 主務大臣は、前項の基本方針について同項の閣議の決定があつたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

3 第一項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第二十条第一項及び第二項の規定により定められた特定外来生物被害防止基本方針とみなす。

(政令への委任)

第二条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要となる経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(環境基本法の一部改正)

第五条 環境基本法(平成五年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項第三号を次のように改め、

三 自然公園法(昭和二十二年法律第六十号)、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第三十九号)、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第五十号)、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第七十号)、公衆健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第七十一号)、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第五十号)、循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第一百十号)、使用済自動車のリサイクルに関する法律(平成十四年法律第八十七号)、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第...)

号)によりその権限に属せられた事項を処理すること。